

現行の資源管理方針等について

資源管理方針に関する検討会
～第4回スケトウダラ日本海北部系群～

令和7年8月5日(火)、6日(水)

水産庁

1. 現行の資源管理方針の内容
 - (1) 資源管理の目標
 - (2) 漁獲シナリオ
 - (3) 漁獲可能量の未利用分の繰越し
2. 過去の漁獲・管理の状況について
3. 資源再建計画の検証について

1. 現行の資源管理方針の内容

(1) 資源管理の目標

- 2019年時点で本系群は、禁漁したとしても、10年間で目標管理基準値(380千トン)まで回復できないことから、暫定管理基準値として、限界管理基準値(171千トン)を設定。

項 目	内 容	数 量
最大持続生産量(MSY)		44千トン
目標管理基準値	MSYを達成する親魚量	380千トン
限界管理基準値	MSYの60パーセントを達成するために必要な親魚量	171千トン
暫定管理基準値	限界管理基準値	171千トン
禁漁水準	MSYの10%の漁獲量が得られる親魚量	25千トン

1. 現行の資源管理方針の内容

(2) 漁獲シナリオ (暫定管理基準値)

- 2019年時点で本系群は、禁漁したとしても、10年間で目標管理基準値(380千トン)まで回復できないことから、暫定管理基準値として、限界管理基準値(171千トン)を設定。
- 10年後(2031年漁期)に親魚量が、限界管理基準値(171千トン)を50%以上の確率で上回る漁獲シナリオのうち、 $\beta = 0.90$ を選択。
- 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、漁獲圧力は、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を $\beta = 0.9$ に乗じた値とする。
- 親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、漁獲圧力は0とする。

将来の親魚量が限界管理基準値案を上回る確率(%)

β	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2041	2051
1.0	0	0	0	0	0	2	12	22	25	31	37	43	46	70	82
0.9	0	0	0	0	0	2	14	24	28	35	42	48	51	76	87
0.8	0	0	0	0	0	3	16	28	32	39	48	53	57	82	92
0.7	0	0	0	0	0	3	18	31	36	44	53	59	63	87	95
0.6	0	0	0	0	0	4	21	35	41	49	59	65	69	91	97
0.5	0	0	0	0	0	6	25	39	46	55	65	71	75	94	99

将来の平均漁獲量(千トン)

β	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2041	2051
1.0	5.2	6.7	8.8	9.3	11.5	13.9	14.1	15.0	15.6	16.4	17.7	18.6	19.5	28.0	34.4
0.9	5.2	6.7	7.9	8.5	10.7	13.0	13.2	14.2	14.8	15.6	16.9	17.8	18.7	27.7	34.5
0.8	5.2	6.7	7.1	7.7	9.8	12.0	12.2	13.2	13.8	14.6	15.9	16.8	17.8	27.1	34.0
0.7	5.2	6.7	6.2	6.9	8.8	10.9	11.2	12.1	12.7	13.5	14.7	15.7	16.6	26.1	32.9
0.6	5.2	6.7	5.3	6.0	7.8	9.7	10.0	10.9	11.5	12.2	13.4	14.3	15.2	24.7	31.0
0.5	5.2	6.7	4.5	5.1	6.7	8.4	8.7	9.5	10.1	10.8	11.8	12.7	13.5	22.6	28.3

※表は、令和2年12月に開催した第3回SH会合の資料をもとに作成

1. 現行の資源管理方針の内容

(3) 漁獲可能量の未利用分の繰越し

- ステークホルダー会合の議論を踏まえ、TAC未利用分の繰越しルールを設定。
- 数量を明示した都道府県及び大臣管理区分(数量明示区分)において、管理年度の終了に伴い確定したTACの未利用分については、当該管理年度の当初のTACの合計の5パーセントを上限に翌管理年度に繰り越すこととし、数量明示区分ごとの未利用分の数量の比率を用いて各数量明示区分に比例配分することとした。

- 漁獲管理規則案の安全係数 β 次第では、繰り越し上限によっては漁獲圧が F_{msy} を上回る。
- 漁獲圧が F_{msy} を上回ることを防ぐには、 β が0.9以下の場合は、繰り越し上限を、当初値の5%まで、 β が0.8以下の場合は当初値の20%までにする必要がある

a) 繰り越し上限：当初値の5%

β	0%	5%	10%	15%	20%	25%	30%
1.0	9	23	23	24	25	26	27
0.9	0	0	0	0	0	0	0
0.8	0	0	0	0	0	0	0
0.7	0	0	0	0	0	0	0
0.6	0	0	0	0	0	0	0

b) 繰り越し上限：当初値の10%

β	0%	5%	10%	15%	20%	25%	30%
1.0	9	23	27	28	28	29	30
0.9	0	0	1	1	1	1	1
0.8	0	0	0	0	0	0	0
0.7	0	0	0	0	0	0	0
0.6	0	0	0	0	0	0	0

c) 繰り越し上限：当初値の15%

β	0%	5%	10%	15%	20%	25%	30%
1.0	9	23	27	31	32	33	34
0.9	0	0	1	22	23	24	24
0.8	0	0	0	0	0	0	0
0.7	0	0	0	0	0	0	0
0.6	0	0	0	0	0	0	0

d) 繰り越し上限：当初値の20%

β	0%	5%	10%	15%	20%	25%	30%
1.0	9	23	27	31	37	38	39
0.9	0	0	1	22	28	28	29
0.8	0	0	0	0	0	0	0
0.7	0	0	0	0	0	0	0
0.6	0	0	0	0	0	0	0

e) 繰り越し上限：当初値の25%

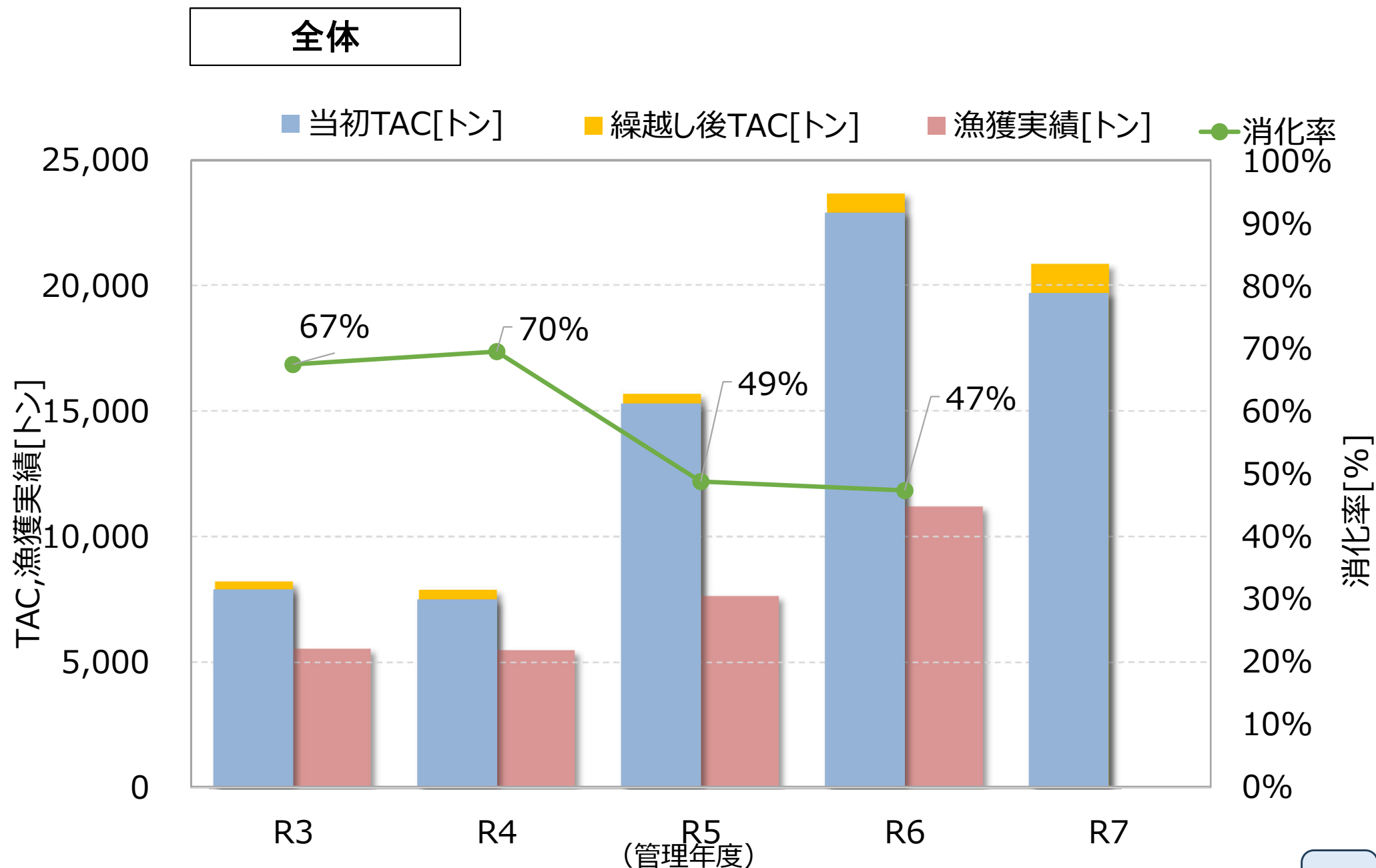
β	0%	5%	10%	15%	20%	25%	30%
1.0	9	23	27	31	37	45	46
0.9	0	0	1	22	28	32	32
0.8	0	0	0	0	0	9	9
0.7	0	0	0	0	0	0	0
0.6	0	0	0	0	0	0	0

f) 繰り越し上限：当初値の30%

β	0%	5%	10%	15%	20%	25%	30%
1.0	9	23	27	31	37	45	59
0.9	0	0	1	22	28	32	36
0.8	0	0	0	0	0	9	23
0.7	0	0	0	0	0	0	0
0.6	0	0	0	0	0	0	0

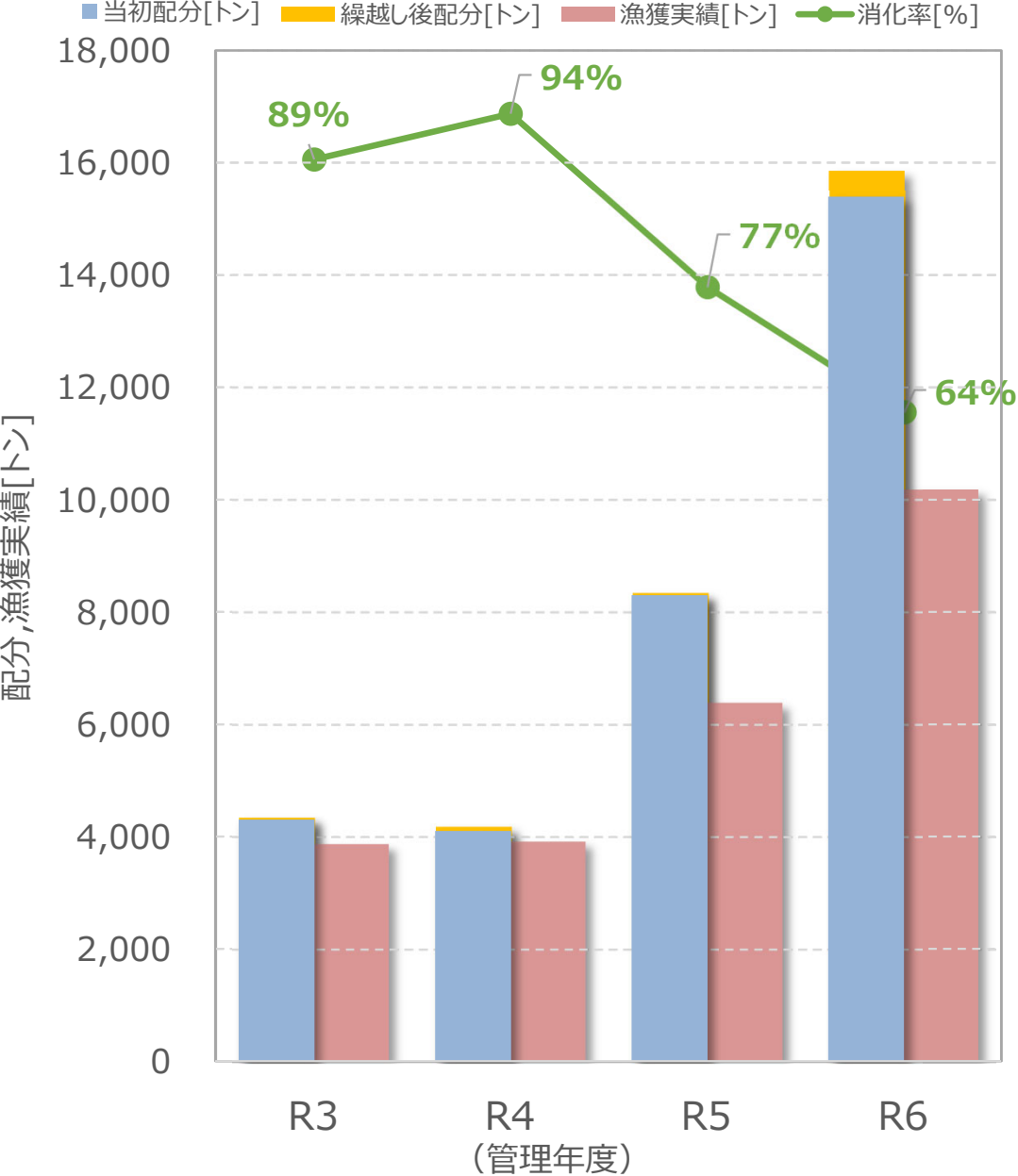
※表は、令和2年12月に開催した第3回SH会合の資料をもとに作成

2. 過去の漁獲・管理の状況について 全体

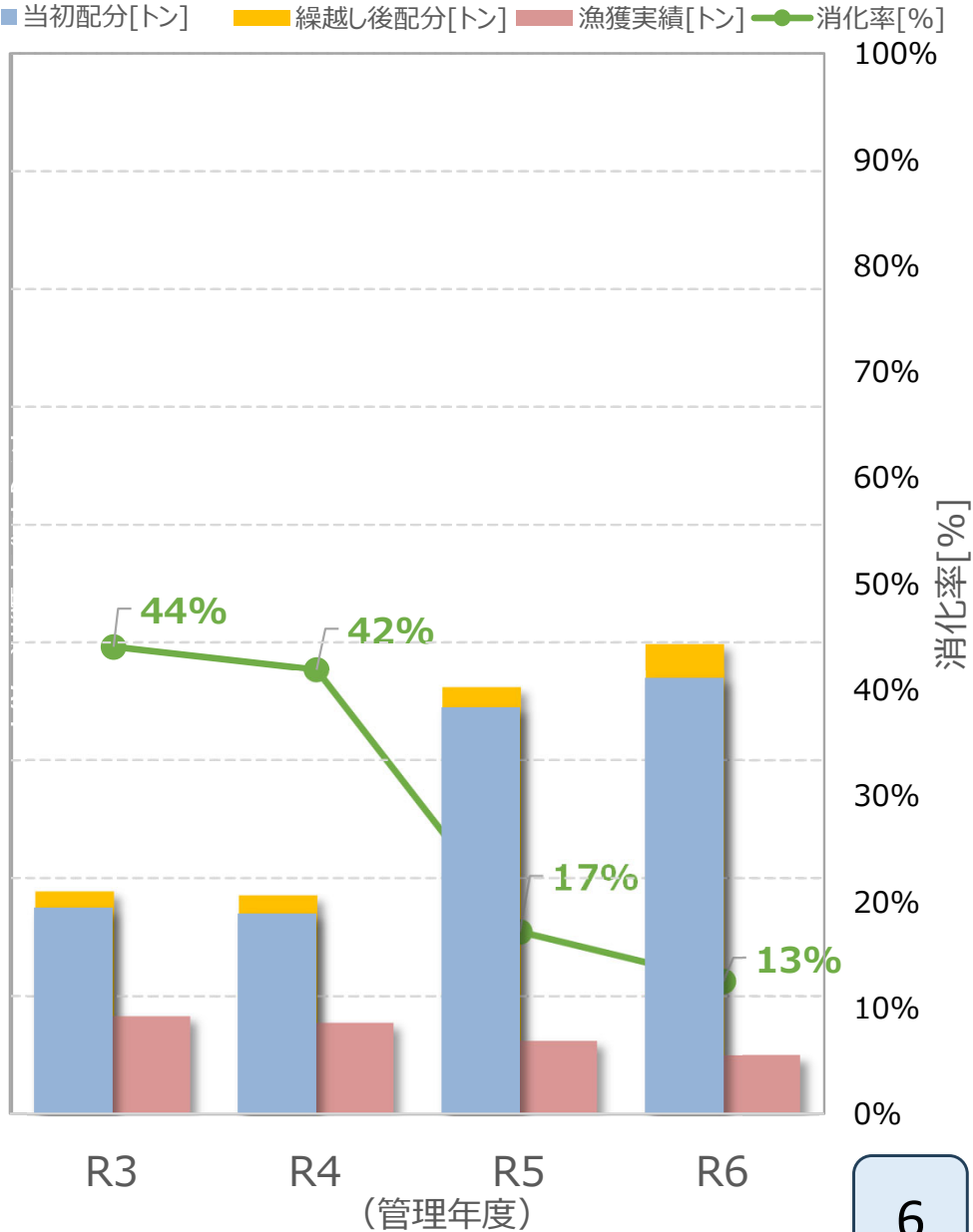


2. 過去の漁獲・管理の状況について 数量明示

沖合底びき網漁業



北海道



3. 資源再建計画の検証について

- すけとうだら日本海北部系群については、令和2年度の資源評価において、親魚量が限界管理基準値を下回る状態にあると判断されたことから、令和3年(2022年)に資源再建計画を策定した。
- 現行の措置は、以下のとおり。
 - ① 親魚量が令和13年(2031年)に50%以上の確率で暫定目標管理基準値を上回る措置として、資源管理基本方針別紙2-9に規定されている漁獲シナリオに基づいて管理を行う。
 - ② 本資源の漁獲の大部分を占める北海道において、資源管理協定(海洋水産資源開発促進法)に基づく、小型魚の漁獲抑制に取り組む。
 - ③ すけとうだら日本海北部系群が分布する各地域、沖合底びき網漁業の資源管理協定(漁業法)等に基づく資源管理措置に取り組む。
 - ④ 北海道でのすけとうだら日本海北部系群資源管理漁業者協議会において、資源管理の取組状況や資源状況の情報・課題等を関係者間で共有し、資源管理の取組みを効果的に推進する。
- 資源管理方針に基づき、計画策定後、少なくとも2年ごとに資源評価に基づき達成状況の検証を行うこととしている。

3. 資源再建計画の検証について

令和6年度資源評価結果 (将来の平均親魚量(万トン))			2031年漁期に親魚量が目標管理基準値（38.0万トン）を上回る確率								
			2031年漁期に親魚量が限界管理基準値（17.1万トン）を上回る確率								
β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031			
1.0	18.5	18.5	20.0	18.9	19.0	20.2	21.1	22.3	73%	4%	
0.9			20.2	19.3	19.5	20.8	21.8	23.1	78%	5%	
0.8			20.4	19.7	20.0	21.4	22.5	24.0	82%	6%	
0.7			20.7	20.1	20.5	22.1	23.2	24.9	86%	7%	
現状の漁獲圧			20.8	20.4	21.0	22.6	23.9	25.7	89%	8%	

- 令和6年度の資源評価の結果、以下の結果が示された。
 - ✓ 現行の資源再建計画の措置を継続することで、令和13年(2031年)に50%以上の確率で暫定管理基準値を上回る。
 - ✓ 直近年の将来予測に基づく親魚量の平均値(18.5万トン)は、禁漁水準(2.5万トン)を上回り、暫定管理基準値(17.1万トン)を上回っている可能性が示唆されているなど、資源の再建が順調に経過していることを示している。
- 10月頃を開催を予定している次回SH会合では、9月下旬に公表される資源評価結果において、親魚量が暫定管理基準値を上回っている場合には、資源再建計画の見直し、その他必要な事項を講ずることにつき議論を行いたい。

(参考) 資源再建計画の期間に係る規定の変更について (令和7年3月)

資源管理基本方針の新旧対象(変更箇所は下線)

変更後	変更前
(別紙1)資源再建計画の策定方法 2 資源再建計画の期間及び暫定管理基準値 (1) 資源再建計画の期間は、原則として10年を超えないものとする。 ただし、いかなる措置を講じても、当該水産資源の資源水準の値が10年以内に目標管理基準値を上回る値まで回復する見込みがない場合、又は10年以内に目標管理基準値を上回る値まで回復させることとする場合の管理措置の内容が、これまでの管理措置よりも著しく厳しくなる等、当該水産資源に係る漁業の経営その他の事情に鑑みて適切ではないと農林水産大臣が特に認める場合には、当該水産資源の特性、当該水産資源に係る漁業の経営その他の事情を勘案して合理的と認められる範囲内で、10年を超える期間を定めることができる。 (2)・(3) (略)	(別紙1)資源再建計画の策定方法 2 資源再建計画の期間及び暫定管理基準値 (1) 資源再建計画の期間は、原則として10年を超えないものとする。ただし、いかなる措置を講じても、当該水産資源の資源水準の値が10年以内に目標管理基準値を上回る値まで回復する見込みがない場合には、当該水産資源の特性、当該水産資源に係る漁業の経営その他の事情を勘案して合理的と認められる範囲内で、10年を超える期間を定めることができる。 (2)・(3) (略)